

令和8年度 採用

福岡市人権教育推進員(会計年度任用職員)募集案内【南区】

令和8年2月
福岡市

人権問題に対する深い理解と専門的知識を有し、住民の人権教育について、熱意をもって取り組む方を募集します。

1 受付期間

令和8年2月2日(月)～令和8年2月17日(火)（午後5時30分まで必着）

2 採用予定人員及び職務の概要

職名及び採用予定人員	職務の概要
人権教育推進員 若干名	(1) 南区内の公民館における人権問題学習の企画・実施への助言、指導及び研修講師 (2) 南区内の任意団体が主催する人権研修・講演会の企画・実施への助言、指導及び技術的支援 (3) 南区主催の人権講座や講演会の企画及び実施 (4) 南区主催の人権啓発事業にかかる企画及び実施 (5) その他、上記機関・団体等の人権教育や生涯学習の企画・実施への助言及び指導

3 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

4 受験資格

- (1) 上記の任用期間を通じて確実に勤務できる人
- (2) 人権問題に深い理解と専門的知識を有し、人権啓発に熱意を持つ人
- (3) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）を踏まえた業務にあたり、必要な能力を有する人
- (4) 基本的なパソコン操作（ワード・エクセル・パワーポイントなど）ができる人
- (5) 日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する（見込みがある）人
- (6) 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない人

[地方公務員法第16条（抄）]※地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの
- 福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 勤務条件等

身分	一般職非常勤職員 (地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定に基づく会計年度任用職員)
勤務地	南区総務部生涯学習推進課（福岡市南区塩原3丁目25番3号）
勤務日	週5日勤務（原則、月曜日から金曜日） ※業務上、必要に応じて、休日に勤務することがあります。
休日	土日祝日・年末年始（12月29日から翌年1月3日） ※業務上、必要に応じて、勤務日に振り替えることがあります。
勤務時間 及び 休憩時間	週27時間30分 原則、午前9時30分から午後4時まで（休憩時間60分） ※業務上、必要に応じて、午前8時45分から午後10時までの間で引き続く5時間30分（休憩時間を除く）の勤務時間を割り振ることがあります。
給与等	月額214,911円～231,773円（地域手当を含む） ※採用日前10年間について、本市職員（会計年度任用職員や臨時の任用職員、嘱託員を含む）として在職期間がある場合、その職歴に応じて、給料月額を決定します。 ※期末・勤勉手当：年2回（6月、12月）在職期間に応じて支給します。 ※通勤手当：条例、規則等に基づき別途支給します（月55,000円まで）。 ※このほかに給与関係の条例、規則等の定めるところにより、時間外勤務手当、休日勤務手当等を支給します。
休暇等	任用期間に応じて年次有給休暇（1年間に最大20日）を付与します。 その他、育児・介護等に係る休暇制度があります。
社会保険	任用期間等に応じて健康保険（福岡市職員共済組合）、厚生年金、雇用保険の適用があります。
公務災害	福岡市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に基づき、補償します。
服務	守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限など、地方公務員法上の服務に関する規定が適用されます。
その他	給与等支給日：毎月20日（20日が休日の場合、それ以前の直近平日） (ただし、時間外勤務手当等の実績に応じて支給する手当については翌月20日)

地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1ヶ月（1ヶ月間の勤務日数が15日に満たない場合は勤務日数が15日に達するまでの期間）を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。

※採用までに関係条例・規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6 選考方法等

(1) 選考方法

第1次選考 採用試験申込書、課題作文により、書類選考を行います。

第2次選考 第1次選考の合格者に対し、面接選考を行います。

(2) 第1次選考の結果発表

令和8年2月20日（金）発送（予定）

申込者全員に合否結果を文書で通知します。第1次選考合格者には、電話連絡及び第2次選考案内を同封します。※合否結果について、電話による問い合わせにはお答えできません。

(3) 第2次選考の日時・会場

令和8年3月3日（火）に行います。時間、会場及び受験番号は、第1次選考の合格者にお知らせします。

7 最終合格発表

令和8年3月5日（木）10時

第2次選考の受験者全員に合否結果を文書で通知します。

また、合格者の受験番号は、福岡市ホームページ及び南区生涯学習推進課前(保健福祉センター2階)に掲示します。

合格者は、令和9年3月31日までを登録期間とする福岡市人権教育推進員【南区】会計年度任用職員採用候補者名簿（以下、「候補者名簿」という。）に登載され、成績上位の人から順に令和8年4月1日以降に採用されます。

※ 合否結果について、電話による問い合わせにはお答えできません。3月12日（木）までに合否結果の文書が届かない場合は、後述8（5）問い合わせ先へ3月13日（金）17時までにご連絡ください。

※ 試験成績については、本人に限り、合格者発表日の翌週月曜日（閏序日の場合はその翌日）から1カ月間（郵送による請求の場合は消印有効）、開示の請求を行うことができます。

8 申込手続

(1) 受付期間

令和8年2月2日（月）～令和8年2月17日（火）（午後5時30分まで必着）

(2) 提出書類

① 採用試験申込書（様式あり）

② 課題作文

【内容】（ア）人権問題についての考え方（イ）これまで勉強したり取り組んできたこと（ウ）応募動機（エ）自己PR（オ）南区で職員として自身が取り組みたいことをすべて含めて（内容は順不同）、800～1200字程度で記載してください。

【様式】400字詰め原稿用紙（自筆手書きかパソコン使用）またはA4横向き用紙（縦書き、文字大12ポイント以上）にて提出してください。

③ 返信用封筒（1部）

110円分の切手を貼り宛先を明記した定型封筒（長形3号封筒）

(3) 申込方法

提出書類を下記の提出先へ特定記録、簡易書留、持参のいずれかにより提出してください。

- ① 申込者1人につき、1通の郵便物で申し込んでください。
- ② 封筒の表には「人権教育推進員【南区】採用試験申込」と朱書きしてください。
- ③ 封筒の裏には、差出人の住所と氏名を明記してください。
- ④ 特定記録又は簡易書留の控えは、第1次選考の合否結果の文書が届くまで保管してください。
なお、普通郵便で提出された場合の郵便事故等については責任を負いません。
- ⑤ 明らかな記載誤りや漏れがある場合、補正のため連絡を行うことがあります。補正されなかった場合には、申込みが受理できないことがあります。
- ⑥ 区役所による受付が終了した提出書類は、一切返却いたしません。
- ⑦ 申込書に記載された個人情報については適切に管理し、当採用事務以外では使用いたしません。

(4) 提出先

〒815-8501
福岡市南区塩原3丁目25番3号
南区役所総務部生涯学習推進課

(5) 問い合わせ先

〒815-8501 福岡市南区塩原3丁目25番3号
福岡市南区総務部生涯学習推進課 (保健福祉センター2階)
電話 (092)559-5172 FAX (092)562-3824